

《 一 般 会 計 》

1 令和3年度の決算収支

一般会計の規模は前年度と比べ、歳入が10.9%、歳出が12.9%減少しました。

歳入と歳出の差引き額から翌年度へ繰越すべき財源を引いた実質収支は279百万円の黒字となり、単年度の収支においても202百万円の黒字となっています。

特別会計については、3会計全てにおいて実質収支は黒字となっています。

(単位：百万円)

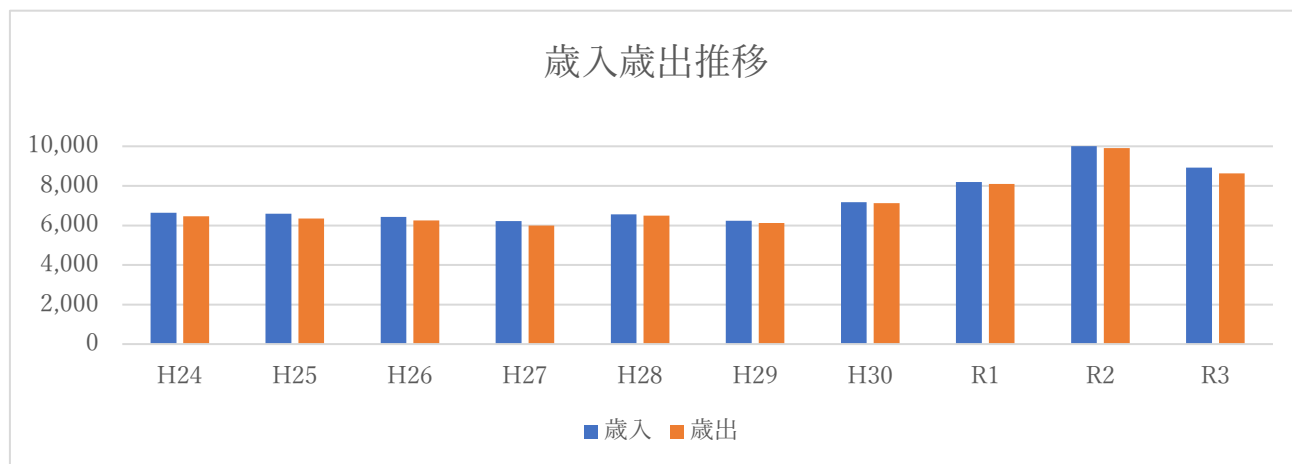
区分	歳入 決算額	歳出 決算額	差引き額	翌年度へ 繰越すべき 財源	実質収支	前年度 実質収支	単年度 収 支
一般会計	8,920	8,627	293	14	279	77	202
特別会計	4,173	4,057	116	0	116	61	55
国保	2,177	2,143	34	0	34	36	△2
介護	1,770	1,689	81	0	81	24	57
後期	226	225	1	0	1	1	0
合計	13,094	12,684	409	14	395	138	257

※ 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値が一致しないことがあります。

2 歳入・歳出決算の推移

一般会計の決算規模において、令和3年度は国庫支出金を受けて新型コロナウイルス感染症対策事業を推進したことにより、決算額が80億円後半となっています。

下のグラフで決算規模が膨らんだ特殊要因は、「デジタル防災無線整備事業」(H24)「小中学校普通教室エアコン整備事業」(H28)、「小中学校地中熱利用換気システム導入事業」(H28)「腹栄中学校屋上防水・外壁改修事業」(R1)等の建設事業や「新学校給食センター建設事業」(R3)「新型コロナウイルス感染症対策事業」(R2・R3)等によるものです。



歳入・歳出推移

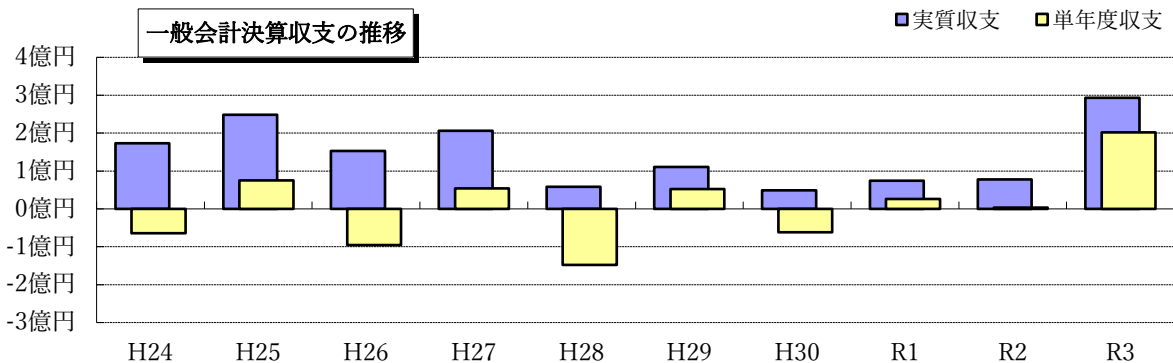
(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
一般	6,640	6,598	6,424	6,226	6,555	6,234	7,170	8,189	10,009	8,920
	6,458	6,346	6,244	5,998	6,490	6,120	7,121	8,093	9,902	8,627
	182	252	180	228	65	114	49	96	107	293

※ 後期高齢者広域連合職員派遣に伴う歳入歳出分を除いています。(H24：7,079千円、H25：7,025千円)

3 決算収支の推移

一般会計決算収支の推移をみると、歳入と歳出の差から翌年度へ繰越すべき財源を引いた実質収支は、黒字となっています。また、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支においても、黒字となっています。単年度収支は、累積する黒字を行政サービスとして住民へ還元すべき点から、一定の期間において赤字となることが健全であるとされています。



4 歳入

(1) 歳入内訳の推移

歳入内訳の推移をみると、地方税は歳入全体に占める構成比が 21.7%となっており、前年度に比べ 0.8%減少しています。要因は、法人町民税及び固定資産税の減少によるものです。

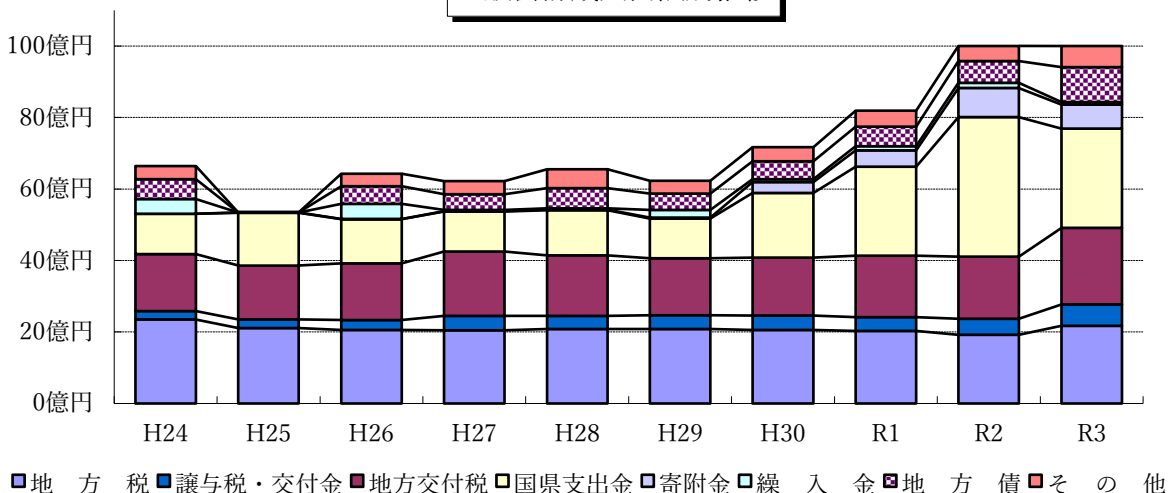
また、国県支出金は、全体 1 位の 27.8%を占めていますが、前年度に比べ 36.3%減少しています。これは、令和 2 年度に特別定額給付金事業を実施したため、一時的に国県支出金の額及び全体に占める割合が増加したためです。

地方債は全体の 9.8%を占めており、前年度に比べ 3.8%増加しています。この主な要因は「町営住宅高浜団地建設工事」や「新学校給食センター建設事業」などの建設事業に対し起債を行ったためです。

(単位: 百万円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3 構成比(%)
地方税	2,349	2,115	2,060	2,046	2,084	2,080	2,060	2,029	1,921	1,936	21.7
譲与税・交付金	241	236	276	407	364	385	396	391	450	531	6.0
地方交付税	1,587	1,510	1,585	1,801	1,693	1,601	1,621	1,720	1,747	1,912	21.4
国県支出金	1,134	1,478	1,237	1,114	1,270	1,105	1,818	2,485	3,898	2,482	27.8
寄附金	1	2	3	10	17	34	298	462	813	598	6.7
繰入金	404	453	424	34	30	208	80	116	148	127	1.4
地方債	556	417	496	442	565	461	501	539	608	876	9.8
その他	369	387	343	372	532	360	396	447	424	458	5.2
計	6,641	6,598	6,424	6,226	6,555	6,234	7,170	8,189	10,009	8,920	100.0

一般会計歳入内訳別推移



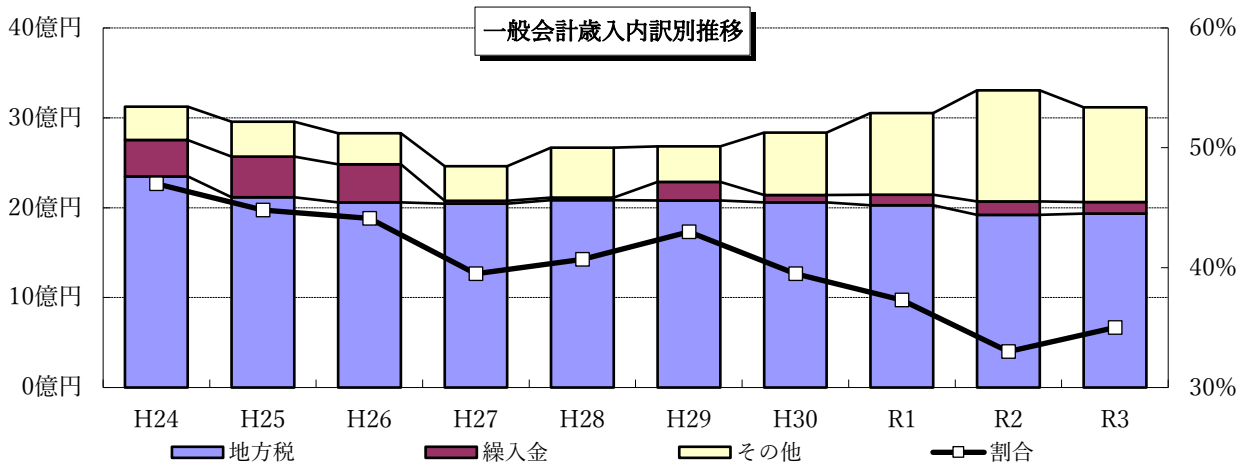
(2) 自主財源の推移

自主財源は、令和3年度決算において、約31億18百万円で前年度より約1億88百万円減少しています。これはふるさと納税による寄附金の減少によるものです。自主財源比率は前年度と比較し、2%増加しているものの歳入決算額に占める割合は35.0%となっており依然として低い状況です。

【自主財源の推移】

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
歳入決算額 a	6,641	6,598	6,424	6,226	6,555	6,234	7,170	8,189	10,009	8,920
自主財源 b	3,123	2,958	2,830	2,462	2,668	2,683	2,835	3,054	3,306	3,118
地方税	2,349	2,115	2,060	2,046	2,084	2,080	2,060	2,029	1,921	1,936
繰入金	404	453	424	34	30	208	80	116	148	127
その他	370	390	346	382	554	395	695	909	1,237	1,055
自主財源比率 b/a (%)	47.0	44.8	44.1	39.5	40.7	43.0	39.5	37.3	33.0	35.0



(※) 自主財源…………… 地方自治体の歳入は、税や使用料、財産収入などその自治体が自主的に収入し得る自主財源と、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に区別できます。

このうち、自主財源の割合が大きいほど、財政基盤の安定性と行政活動の自立性が確保されることとなりますが、自主財源には、基金からの繰入金も含まれ、財政状況が厳しい時期には基金の保有残高の多寡が影響します。この数値が大きいほど財政的な自立性が高いこととなります。

(※) 繰入金…………… 地方自治体の各会計間（一般会計、特別会計、基金等の会計間）における現金の移動のことをいいます。歳入に不足を生じる場合には、貯金（基金）を取り崩して繰り入れ、不足額を補うことがあります。

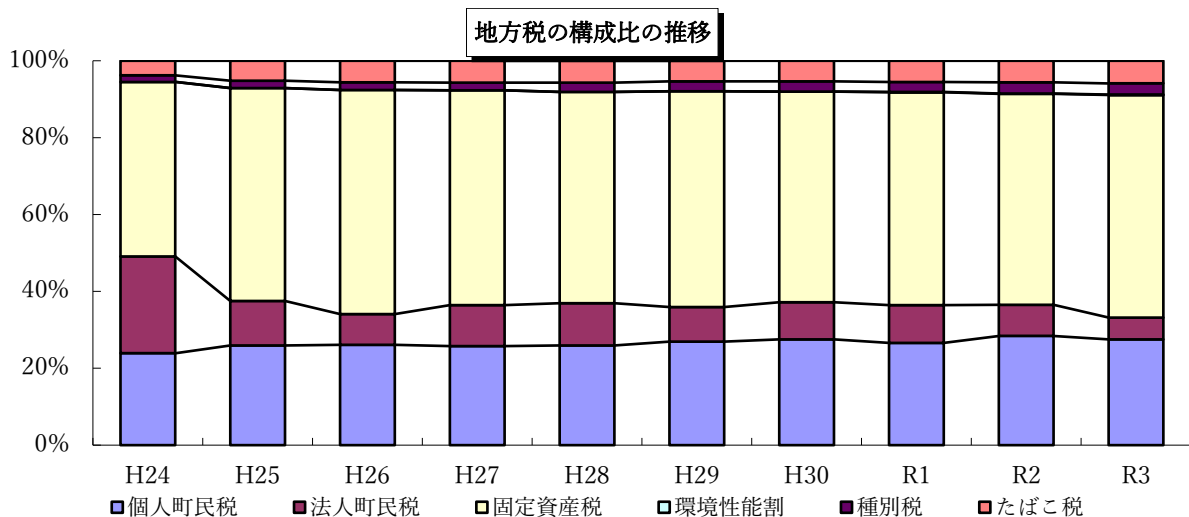
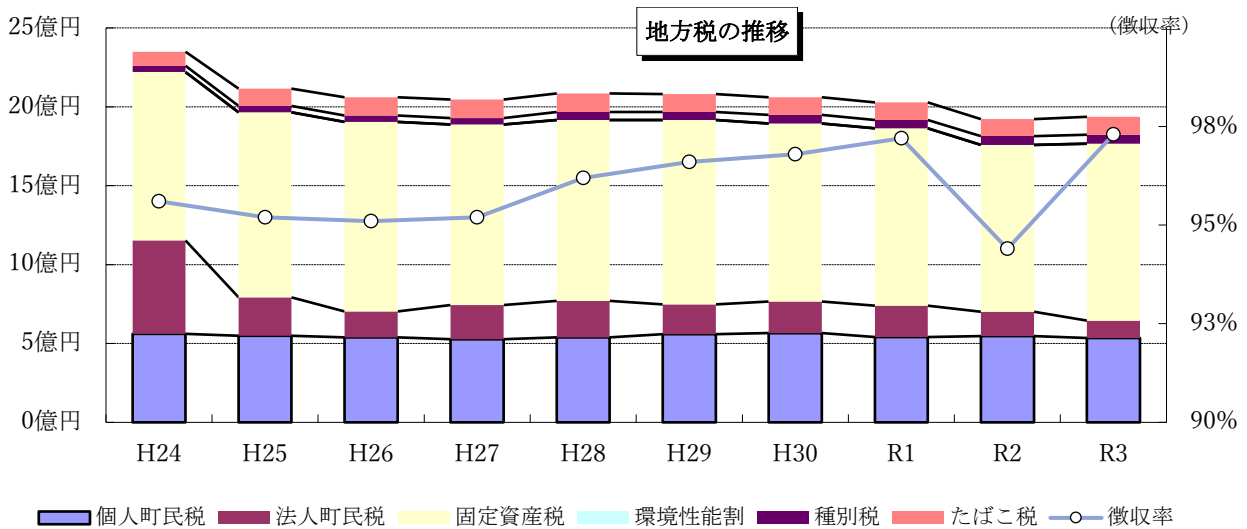
(3) 地方税の推移

新型コロナウイルス感染症の影響により法人住民税が減収し、事業収入が減少している中小事業者等に対する令和3年度分の固定資産税の軽減措置が設けられたことにより、固定資産税が減収となりましたが、新規投資による増収と前年度分の徴収猶予により過年度分収入が増加したことにより全体としては0.8%の増となっています。

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3 構成比 (%)
個人町民税	562	548	539	527	539	559	566	540	546	534	27.5
法人町民税	591	245	165	216	230	188	200	199	156	111	5.7
固定資産税	1,067	1,172	1,200	1,144	1,147	1,169	1,129	1,124	1,056	1,121	57.9
環境性能割	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	0.1
種別税	40	40	41	42	51	52	53	53	55	56	2.9
たばこ税	89	110	115	117	117	112	112	111	108	114	5.9
計	2,349	2,115	2,060	2,046	2,084	2,080	2,060	2,028	1,921	1,936	100.0
増減率(%)	0.8	△9.9	△2.6	△0.7	1.8	△0.2	△1.0	△1.5	△5.3	0.8	

※ 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値が一致しないことがあります。



(4) 徴収率の推移

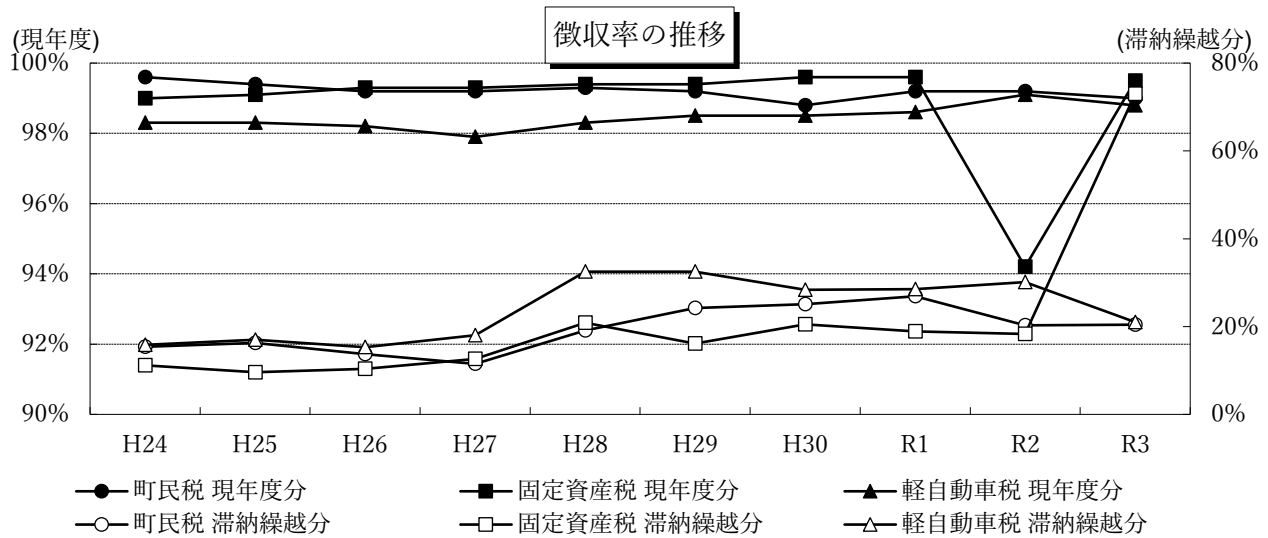
前年度は大手事業者による徴収猶予の申請により固定資産税の徴収率が大幅に減少しました、今年度は徴収猶予した過年度分の収入があったため、全体の徴収率が 97.3%で、前年度の 94.4%と比較して 2.9%の増となっています。

地方税 徴収率(全体)の推移

(単位：%)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
町 民 税	96.8	95.7	95.2	95.5	96.2	96.8	96.6	96.9	96.9	96.5
固定資産税	94.2	94.6	94.7	94.7	95.8	96.2	96.8	97.3	92.2	97.6
軽自動車税	91.9	92.6	92.6	92.7	95.0	95.5	95.6	95.7	96.4	96.3
合 計	95.6	95.2	95.1	95.2	96.2	96.6	96.8	97.2	94.4	97.3

※ 徴収率の合計は、表中の3税以外のたばこ税等を含めた率です。

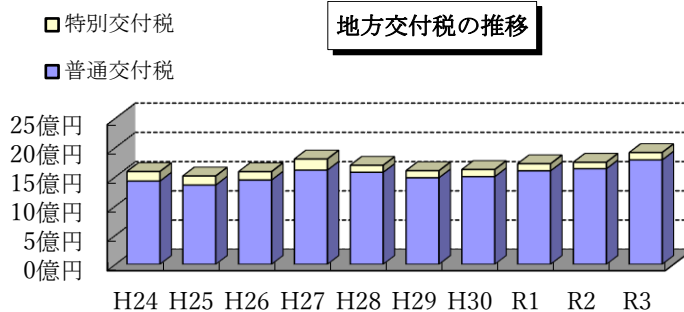


(5) 地方交付税の推移

地方交付税は、地方税に次ぐ歳入の根幹となっています。令和3年度のみ臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の項目が基準財政需要額に追加され、普通交付税が1億50百万円増加しています。

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
普通交付税	1,425	1,357	1,442	1,612	1,574	1,481	1,501	1,600	1,636	1,786	
特別交付税	162	153	143	189	119	120	120	120	110	125	
計	1,587	1,510	1,585	1,801	1,693	1,601	1,621	1,720	1,746	1,911	
増減率 (%)	普通	△20.7	△4.8	6.2	11.8	△2.3	△5.9	1.3	6.6	2.3	9.2
	特別	△11.0	△5.6	△6.5	32.1	△37.0	0.5	0	0	△7.9	13.3
	計	△19.8	△4.9	5.0	13.6	△6.0	△5.4	1.2	6.6	1.5	9.5

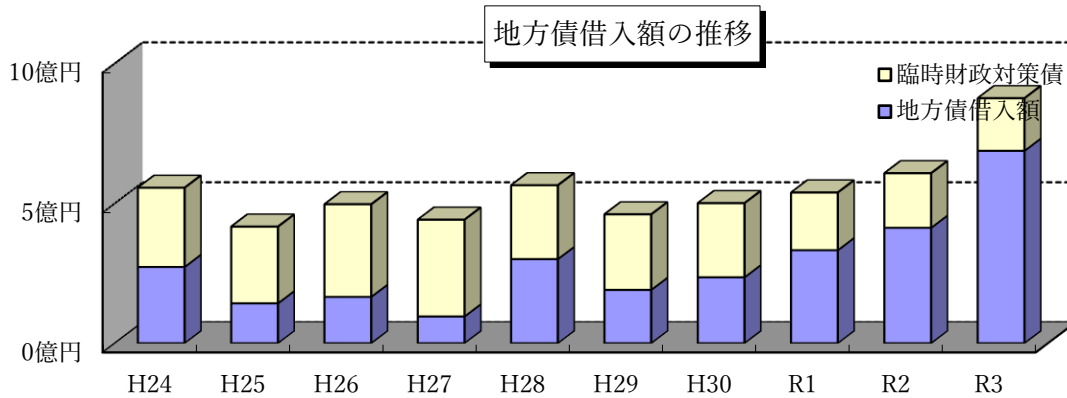


(6) 地方債借入額の推移

地方債の借入額は、平成 10 年度を初年度に公債費負担適正化計画を策定したことで減少傾向にありましたが、近年では普通交付税の一部振替にあたる臨時財政対策債（全額交付税措置）の発行により横ばいとなっています。令和 3 年度は、「新学校給食センター建設事業」や「町営住宅高浜団地建設事業」、「長洲小学校屋内運動場長寿命化改良事業」などの事業における借入を行ったことにより地方債の発行額が増加しています。

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
地方債	273	143	166	96	301	191	236	333	413	688
臨時債	283	274	331	346	264	270	265	206	195	188
計	556	417	497	442	565	461	501	539	608	876

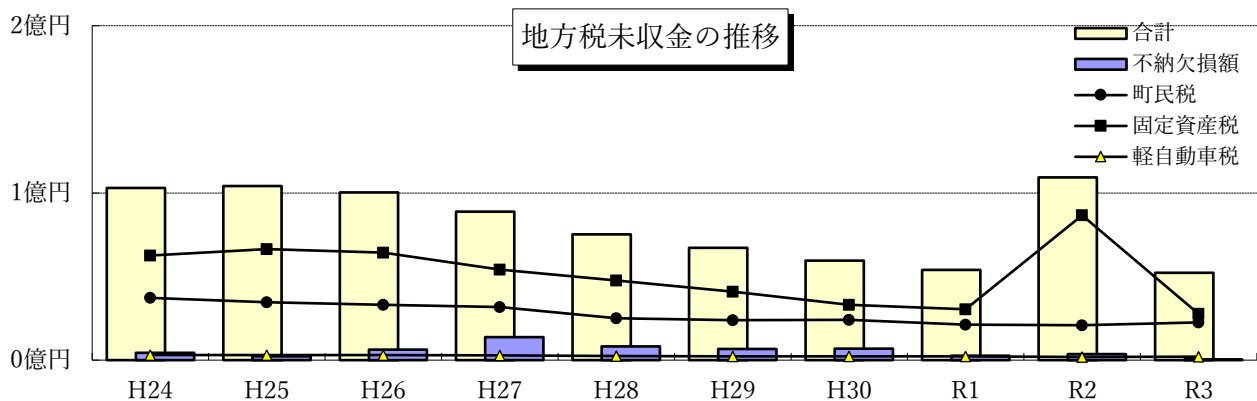


(7) 未収金の推移

昨年度の大手事業者による徴収猶予の申請があった固定資産税の過年度分が納付されたことにより、未収金が大幅に減少し、未収金が 52.2%の減となっています。

(単位：千円)

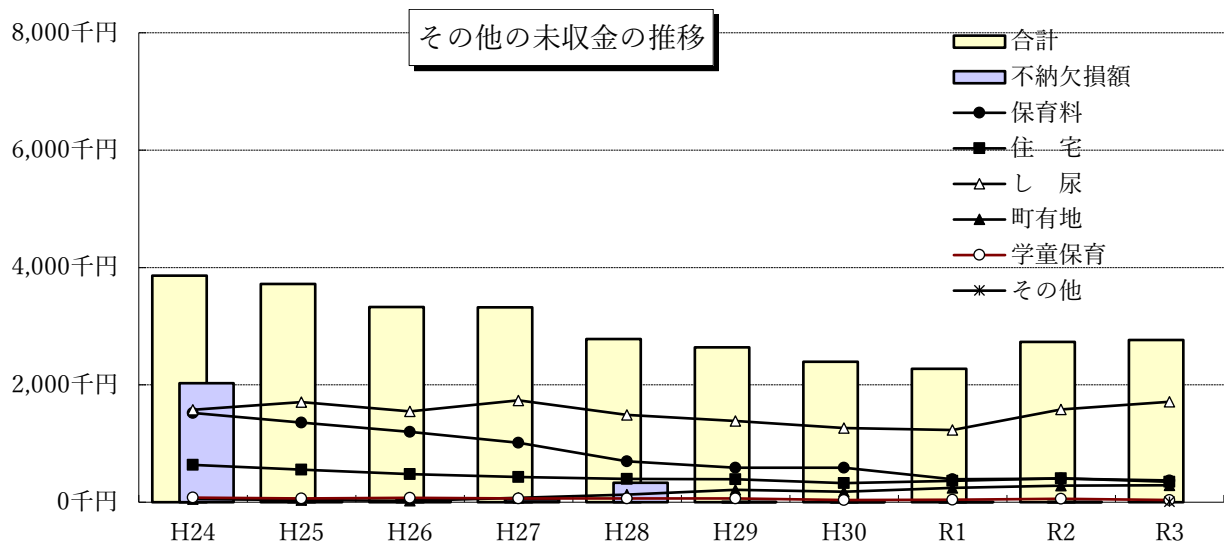
区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
町 民 税	37,235	34,605	33,080	31,756	24,984	23,814	24,060	21,245	20,890	22,537
固定資産税	62,638	66,450	64,227	54,183	47,619	40,989	33,160	30,426	86,638	27,641
軽自動車税	3,072	3,005	2,984	2,811	2,518	2,319	2,301	2,274	1,890	2,135
合 計	102,945	104,060	100,291	88,750	75,121	67,122	59,521	53,945	109,417	52,314
増減率(%)	△4.2	1.1	△3.6	△11.5	△15.4	△10.7	△11.3	△9.3	102.8	△52.2
不納欠損額	4,301	2,310	6,386	13,699	8,255	6,742	6,862	2,665	3,652	354



その他の未収金合計は、2,766 千円となっています。

(単位：千円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保 育 料	1,521	1,357	1,201	1,015	696	589	590	390	401	371
住 宅 使 用 料	636	557	478	428	399	391	325	365	407	345
し尿汲取手数料	1,575	1,707	1,549	1,736	1,490	1,384	1,264	1,230	1,581	1,712
町有地貸付料	53	35	23	76	131	211	179	244	284	289
学童保育負担金	78	63	73	65	64	65	37	42	61	37
その他										12
合 計	3,863	3,719	3,324	3,320	2,780	2,640	2,395	2,271	2,734	2,766
増減率(%)	△34.8	△3.7	△10.6	△0.1	△16.3	△5.0	△9.3	△5.2	20.3	1.2
不納欠損額	2,030	51	45	50	332	5	5	2	2	0



5 歳出

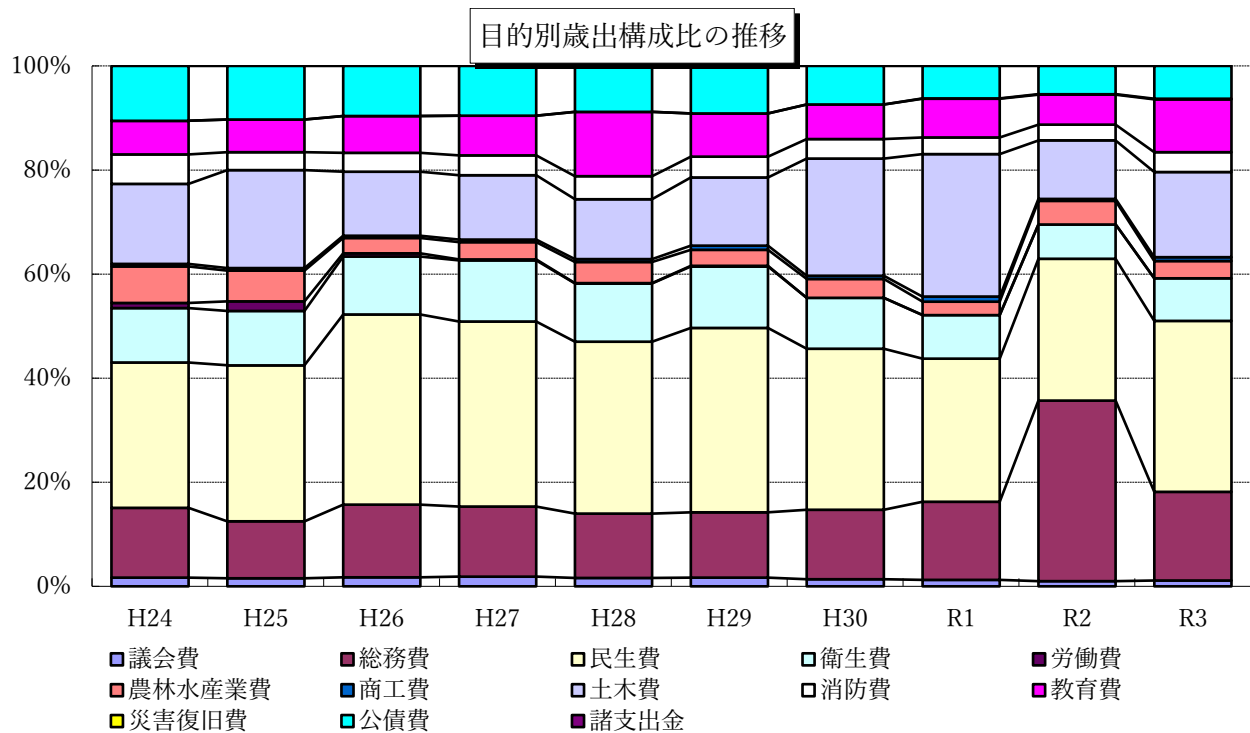
(1) 目的別歳出構成比の推移

目的別歳出構成比とは、歳出を行政目的別に区分し、どの分野に多く使われているのかを表したものです。令和3年度は、「民生費」、「土木費」、「教育費」が増加しております。「民生費」においては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関連経費による増加が大きく、土木費は「道路改良事業(赤田・上沖洲線)」、「町営住宅高浜団地建設事業」、教育費は「長洲小学校屋内運動場長寿命化事業」及び「新学校給食センター建設事業」の増加によるものです。

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3 割合
議 会 費	109	99	107	112	103	102	99	100	98	97	1.1%
総 務 費	864	693	873	809	804	768	949	1,213	3,438	1,470	17.0%
民 生 費	1,804	1,904	2,280	2,130	2,141	2,169	2,203	2,227	2,696	2,833	32.8%
衛 生 費	676	662	696	707	727	724	698	678	654	708	8.2%
労 働 費	63	118	38	10	5	5	0	0	0	0	—
農林水産業費	455	374	184	198	264	189	255	209	446	282	3.3%
商 工 費	31	32	28	30	38	48	45	77	39	68	0.8%
土 木 費	991	1,194	769	742	746	804	1,605	2,215	1,111	1,407	16.3%
消 防 費	367	217	227	230	287	246	265	260	301	329	3.8%
教 育 費	418	401	443	457	804	505	474	604	571	879	10.2%
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	6	11	11	0.1%
公 債 費	680	653	600	573	571	560	528	504	536	543	6.3%
計	6,458	6,347	6,245	5,998	6,490	6,120	7,121	8,093	9,902	8,627	100.0%

※ 後期高齢者広域連合職員派遣に伴う歳出（民生費）を除いています。（H24：7,079千円、H25：7,025千円）



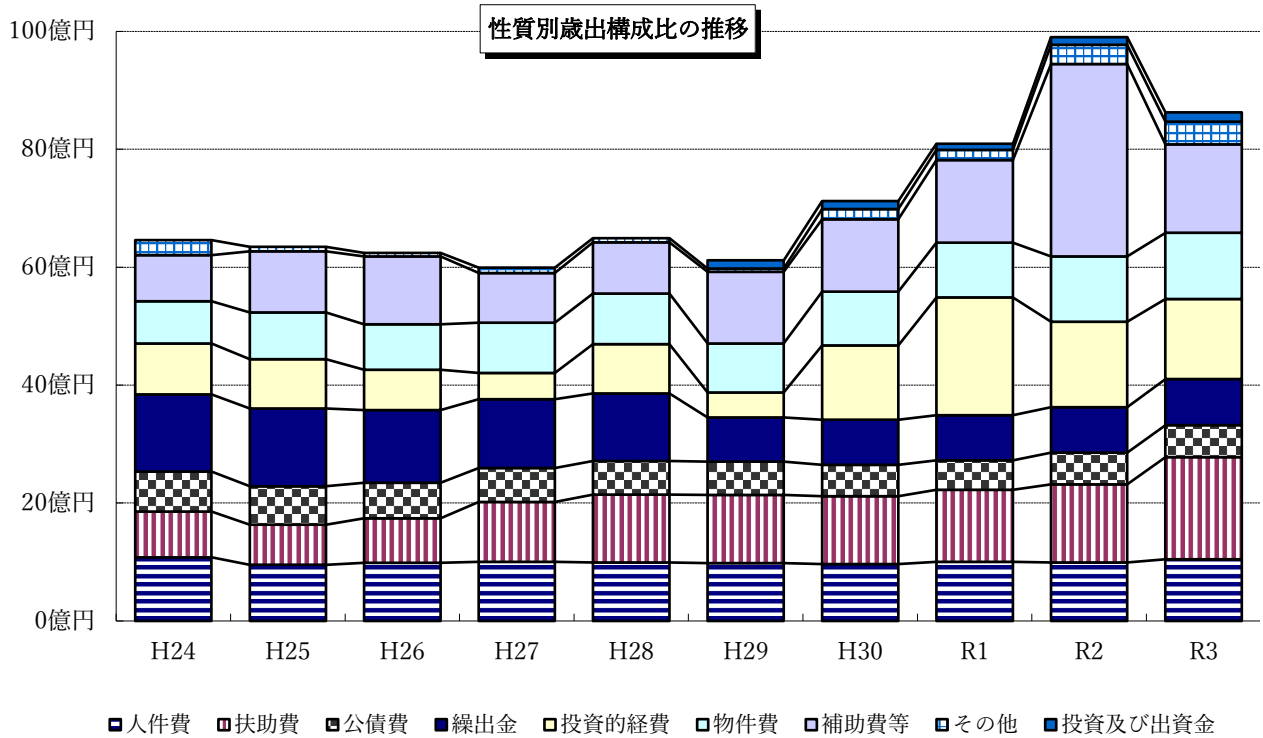
(2) 性質別歳出構成比の推移

歳出を経費の性質によって分類すると令和3年度は「義務的経費」が増加しています。主な要因は、社会保障費をはじめとした扶助費が増加しているためです。また、大きく増加している性質として「物件費」で、ふるさと納税の増加による関連経費の増加が要因となっています。

(単位：百万円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3 割合	
義務的経費	人件費	1,080	952	988	994	994	980	963	1,002	994	1,048	12.2
	扶助費	773	681	756	1,150	1,150	1,160	1,155	1,221	1,325	1,729	20.0
	公債費	680	653	599	571	571	560	528	504	536	543	6.3
	計	2,533	2,286	2,343	2,715	2,715	2,700	2,646	2,727	2,855	3,320	38.5
繰出金	1,310	1,321	1,234	1,170	1,145	750	767	764	772	781	9.1	
投資及び出資金	-	-	-	-	-	143	133	101	132	157	1.8	
投資的経費	863	835	683	444	839	426	1,263	1,997	1,448	1,359	15.7	
物件費	716	791	771	852	853	832	912	931	1,107	1,122	13.0	
補助費等	781	1,036	1,155	844	872	1,212	1,224	1,400	3,264	1,499	17.4	
その他	255	78	59	89	66	57	176	173	324	389	4.5	
計	6,4	6,347	6,245	5,998	6,490	6,120	7,121	8,093	9,902	8,627	100.0%	

※ 後期高齢者広域連合職員派遣に伴う歳出（繰出金）を除いています。(H24：7,079千円、H25：7,025千円)



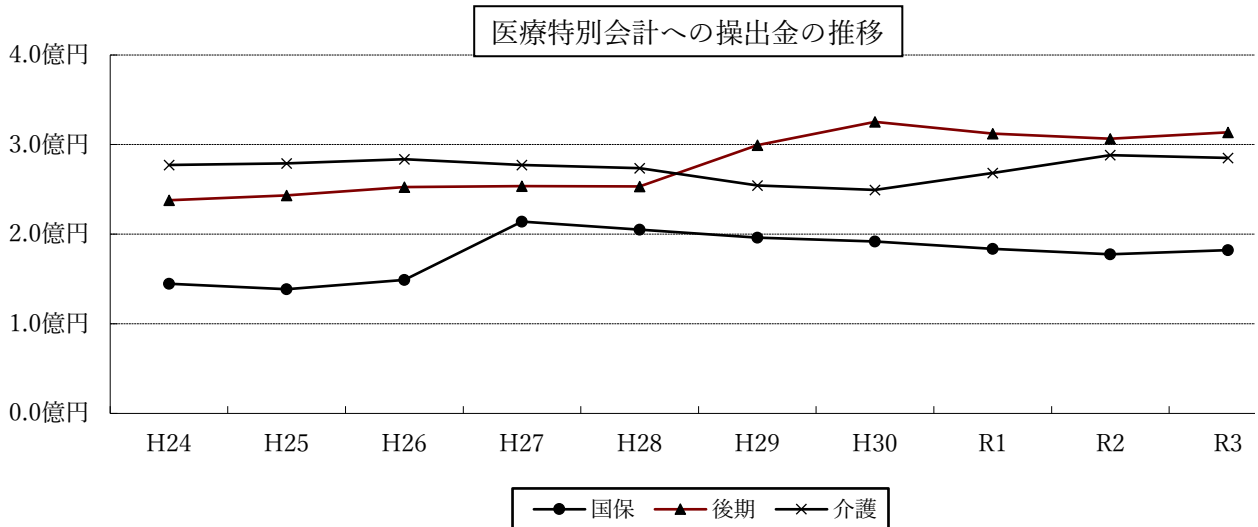
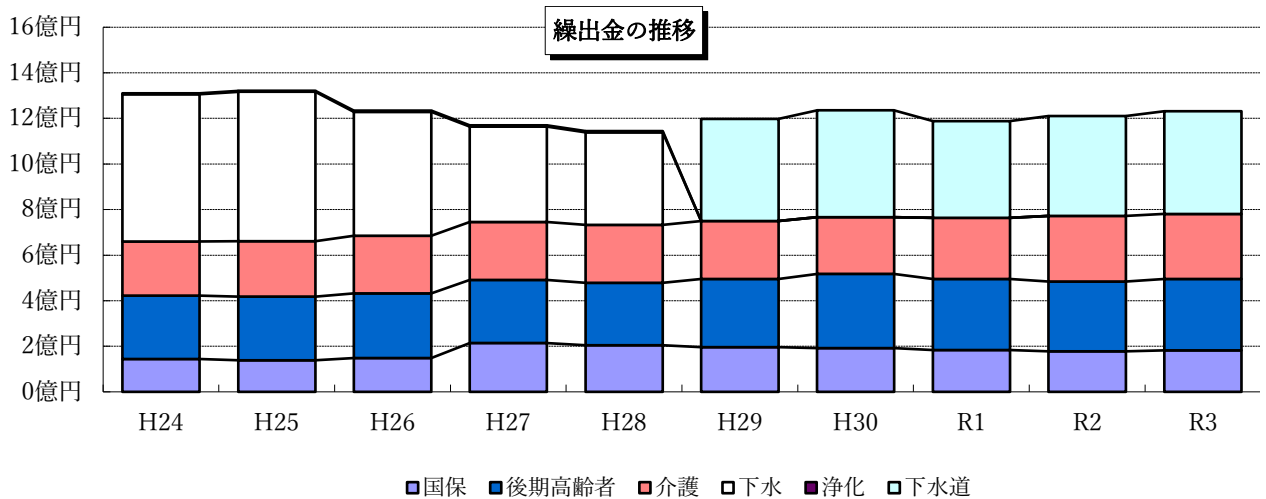
(3) 繰出金の推移

平成 29 年度以降、下水道事業の公営企業会計移行による繰出方法の変更によりこれまでの繰出金を負担金、出資金として支出しておりますが、推移比較のため本資料では繰出金としています。また、特別会計においては、高齢者の増加により介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加傾向にあります。

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国保	145	139	149	214	205	196	192	184	178	182
後 期	277	279	284	277	274	299	325	312	306	314
介 護	238	243	253	254	253	255	250	268	288	285
下 水	646	655	543	419	407	-	-	-	-	-
浄 化	4	4	5	6	6	-	-	-	-	-
下水道	-	-	-	-	-	448	468	424	439	450
合 計	1,310	1,320	1,234	1,170	1,145	1,198	1,235	1,188	1,211	1,231
増減率(%)	△1.7	0.8	△6.5	△5.2	△2.1	4.6	3.1	△3.8	1.9	1.7

※本資料においては、下水道事業会計負担金及び出資金を繰出金としているため性質別歳出の繰出金と合計額が一致しません。

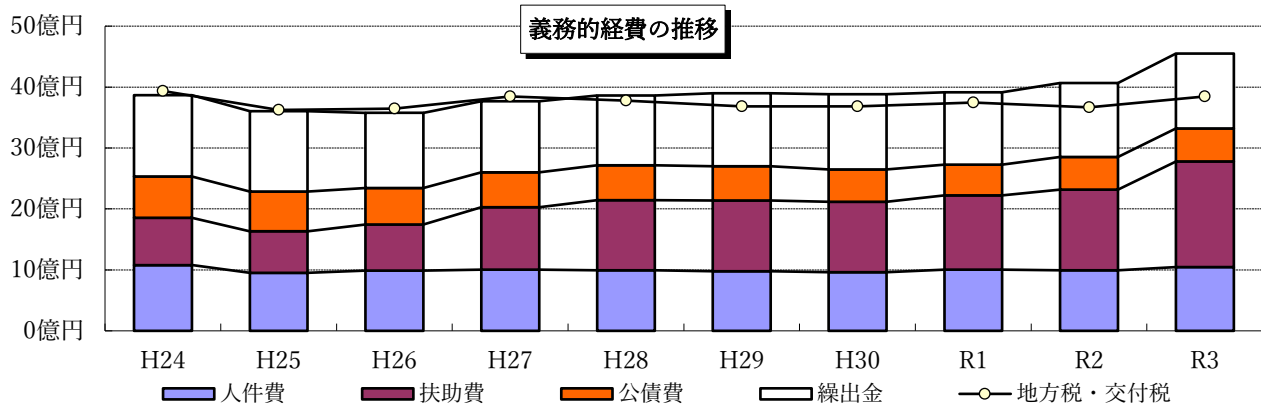


(4) 義務的経費の推移

歳出の「人件費、扶助費、公債費」は、その支出が義務付けられており任意に削減できないことから、義務的経費とされています。その推移をみると、「人件費」は退職者の数により増減が見られ、令和3年度においては増加しています。「公債費」は過年度における公共施設建設等に伴う借入償還が終了し、減少傾向にありましたが、道路建設事業により借入額が増加傾向にあります。「扶助費」は、新型コロナウイルス感染拡大に起因する給付事業の実施をはじめ、障害福祉費、児童福祉費が増加傾向にあり近年著しく増加しています。

また、特別会計への「繰出金」は、国民健康保険特別会計への繰出金が被保険者の減少により減少傾向にある一方、近年は後期高齢者医療特別会計や介護保険特別会計への繰出金が増加傾向にあり、町の財政を圧迫する要因となっています。

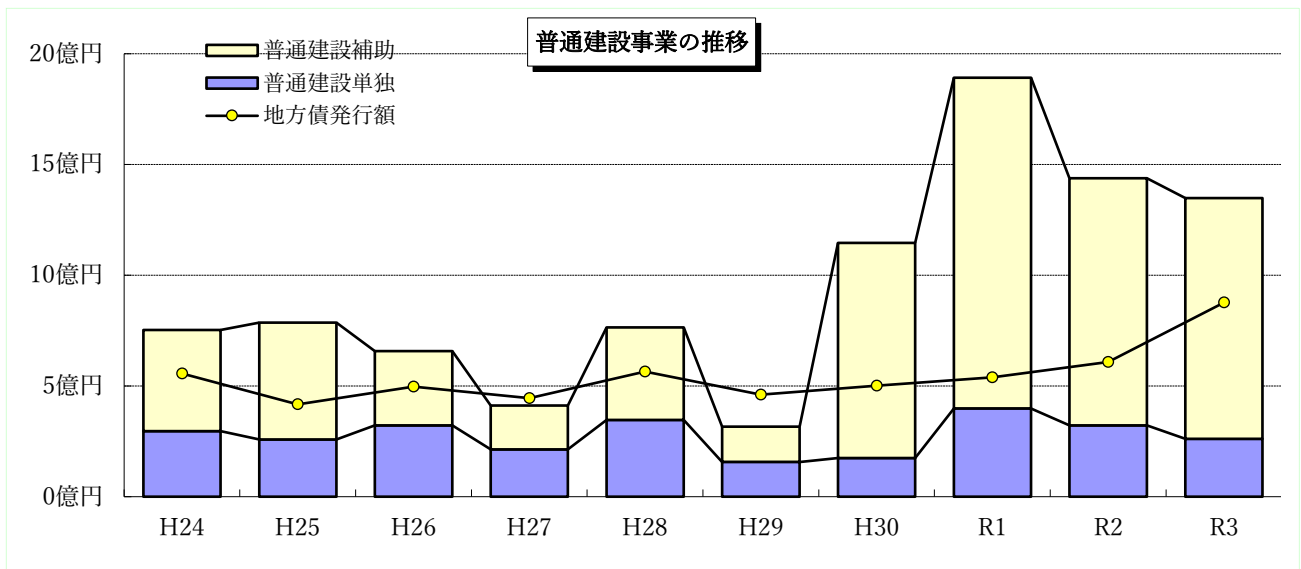
これらの「義務的経費・繰出金」の合計の伸びと、この支出に充てる財源となる地方税、地方交付税の収入の伸びを比較しますと、近年は地方交付税が徐々に伸びている傾向にありますが、義務的経費等を割込んでおり、財政の硬直化が懸念されています。



(5) 普通建設事業の推移

普通建設事業とは、道路、公園等の社会資本整備や、学校、スポーツ施設、庁舎等の公共施設整備を行うための投資的経費です。令和元年度が大きく伸びているのは、「地域優良賃貸住宅整備事業」によるものです。

普通建設事業で主なものは、「デジタル防災無線整備事業」(H24)、「庁舎耐震改修事業」(H26)「高齢者支援施設整備事業」(H27)、小中学校普通教室エアコン整備事業」(H28)、「小中学校地中熱利用換気システム導入事業」(H28)、「小中学校特別支援教室地中熱利用換気システム導入事業」(H29)「腹栄中学校屋上防水・外壁改修事業」(R1)地域優良賃貸住宅整備事業(H29~R1)「小中学校特別教室空調整備事業」(R2)「町営住宅高浜団地建設工事」(R3)「長洲小学校屋内運動場長寿命化改良事業」(R3)「新学校給食センター建設事業」(R2・R3)などがあります。

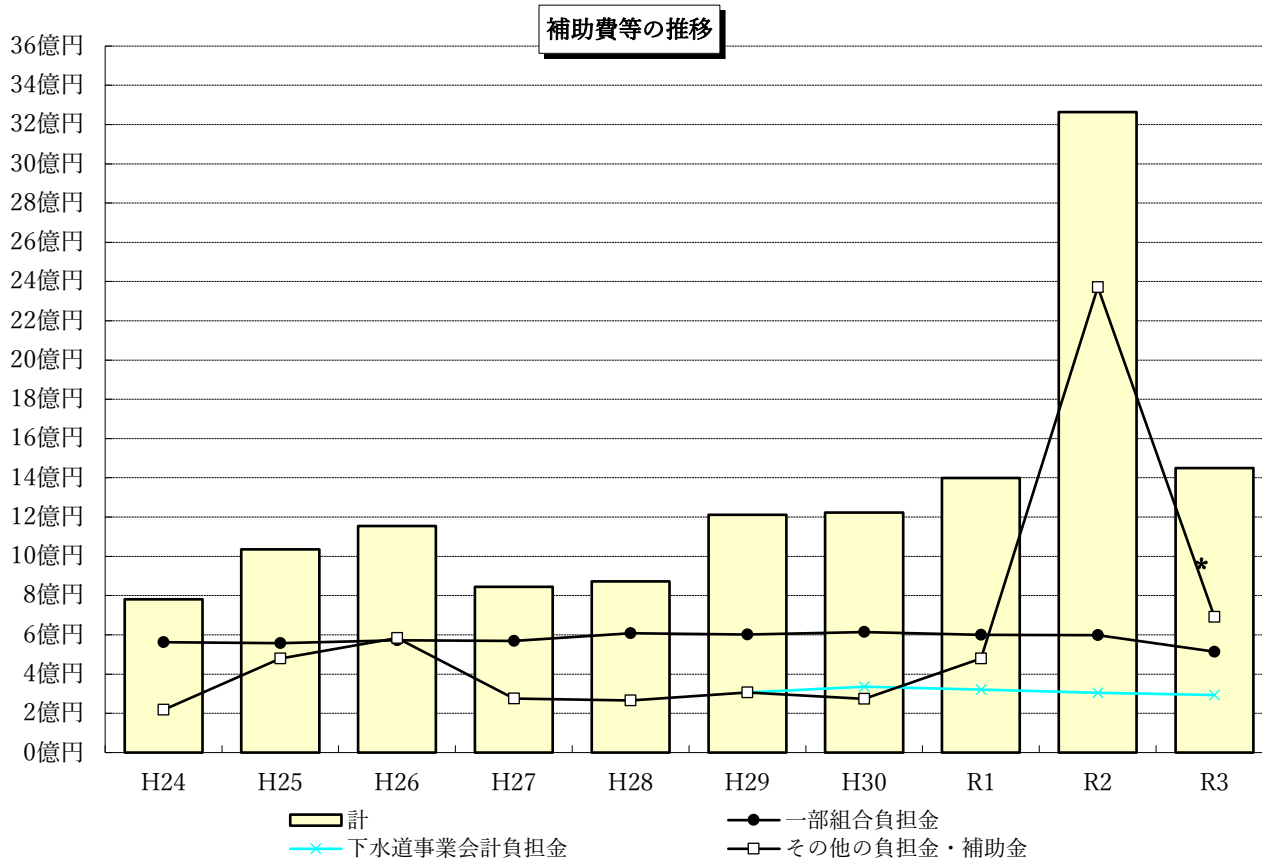


(6) 補助費等の推移

「補助費等」は増加傾向にあり、特に有明広域行政事務組合負担金の増減は、補助費等の増減に大きく関わっています。令和3年度は令和2年度に実施された新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金事業が影響し、前年度に比べ大きく減少しています。

(単位：百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補助費等	781	1,036	1,155	844	872	1,212	1,224	1,400	3,264	1,499
増減率(%)	△16.2	32.7	11.5	△26.9	3.3	39.0	0.9	14.3	133.1	△54.1
うち、一部事務組合負担金	563	557	571	568	608	601	614	600	597	516
増減率(%)	△6.0	△1.1	2.5	△0.5	7.0	△1.1	2.2	△2.3	△2.2	△13.6
うち、下水道事業会計負担金						305	336	322	307	293
増減率(%)						-	10.2	△4.2	△4.7	△4.6
うち、その他の負担金・補助金	218	479	584	276	264	306	274	478	2,360	690
増減率(%)	△34.5	119.7	22.0	△52.7	△4.4	15.5	△10.0	74.4	393.7	△70.8
歳出に占める割合(%)	12.1	16.3	18.5	14.1	13.4	19.8	17.2	17.3	33.0	17.4

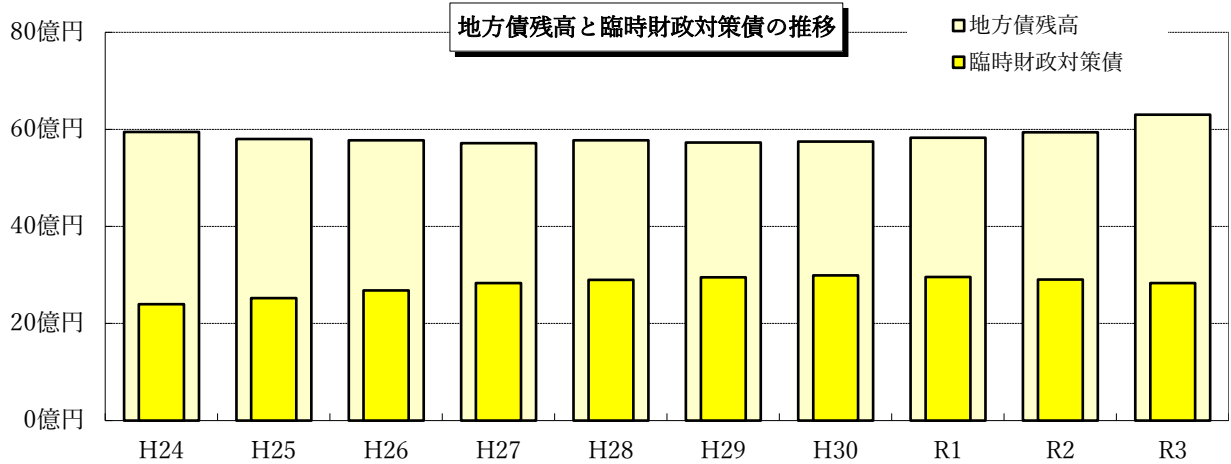


6 長洲町の財政指標

(1) 地方債残高及び公債費の推移

地方債残高は、「金魚と鯉の郷広場建設事業」「ながす未来館建設事業」等の大型投資事業により、平成 9 年度には約 82.6 億円と急増し、毎年の償還でもある公債費も平成 11 年度には約 14.6 億円となりました。

平成 10 年度を初年度に公債費負担適正化計画を策定したことで年々減少しております。令和 3 年度末の地方債残高は、前年度に比べ地方債残高が 3.65 億円増加していますが、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の借入額、借入残高は減少しています。



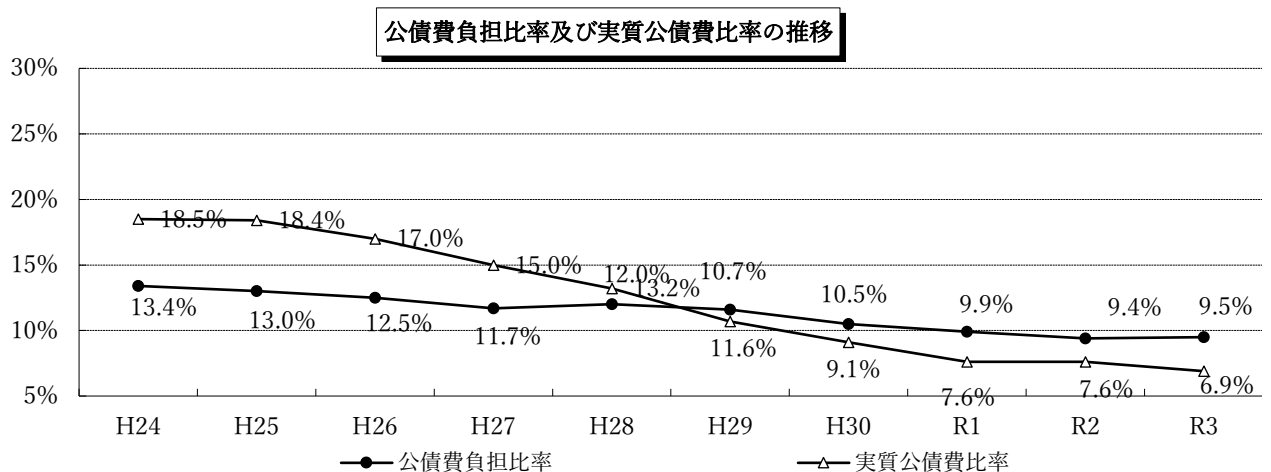
(2) 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の割合を示したものであり、財政運営の硬直性を表す指標です。目安として 15% を超えると警戒ライン、20% を超えると危険ラインとされ、公債費負担適正化計画の策定前では 20% 前後で推移していましたが、適正な起債管理に努めた結果、年々減少しております。

また、平成 19 年度から新たな指標として導入された実質公債費比率は、公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支払いのうち公債費に準ずるものなど公債費類似経費を算入し算定する指標であり、18.0% を超えると地方債制度において許可団体として取り扱われ、さらに 25% を超えると原則として一般単独事業（一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業）及び公共用地先行取得等事業に係る地方債について許可されないこととなります。

また、平成 19 年度から地方公共団体の健全化に関する法律における財政健全化指標の 1 つとなり、25.0% を超えると早期健全化団体、30.0% を超えると財政再生団体になるものです。

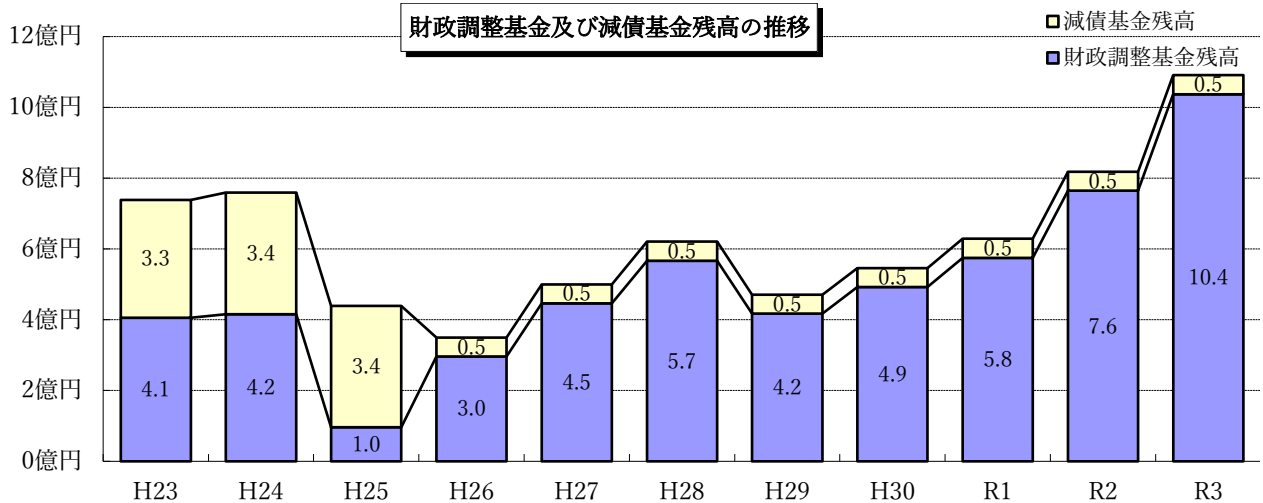
令和 3 年度は、前年度から 0.7% 減少し、6.9%（過去 3 ヶ年平均）となりました。



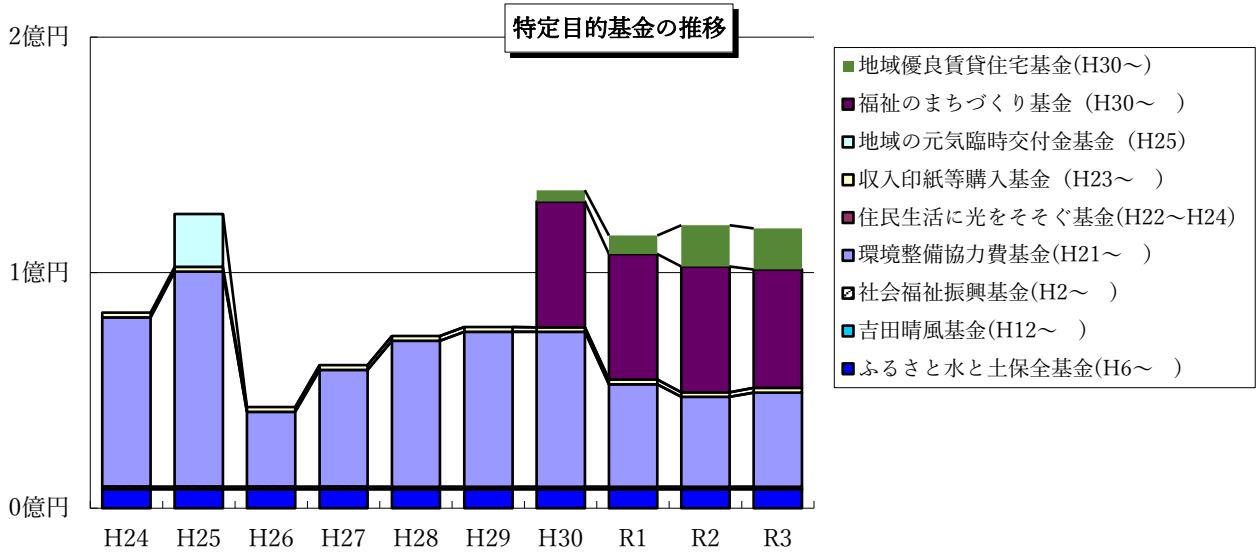
(3) 財政調整基金及び減債基金残高の推移

「財政調整基金」は、平成元年度の約 11 億円をピークに平成 17 年度には約 2 千万円まで減少しましたが、それ以降積立、取崩しを重ねながら徐々に増加しております。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策等により約 1 億円を取崩しましたが、令和 2 年度決算剰余金、ふるさと納税の増収分等を約 3 億 7 千 2 百万円積立しており、基金残高は約 10 億 3 千 6 百万円まで増加しています。

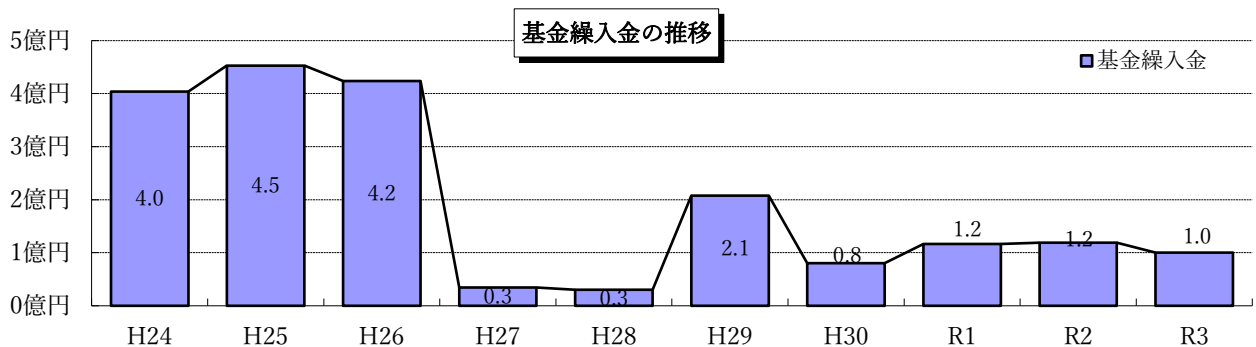
また、「減債基金」においては、平成 4 年度の約 9 億円をピークに平成 26 年度には約 5 千万円まで減少しています。令和 3 年度は、基金利子分のみを積立を行いましたので、基金残高は約 5 千万円となっています。今後も引き続き、税収や地方交付税等の動向に留意し、適正な基金の確保に努めていきます。



(参考)特定目的基金の推移

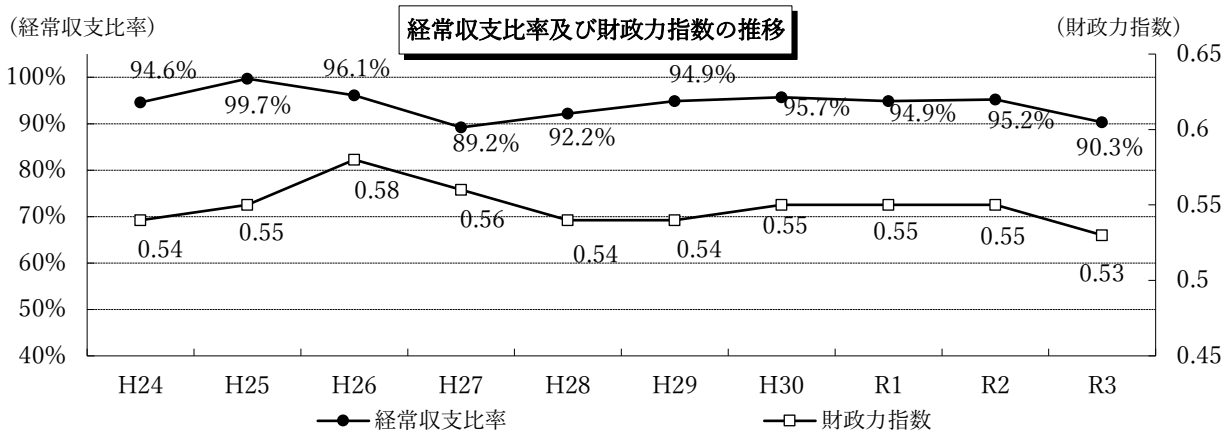


(参考)基金繰入金の推移(特定目的基金含む)



(4) 経常収支比率及び財政力指数の推移

令和3年度の「経常収支比率」は、経常一般財源（経常的に収入される一般財源）の増加に伴い令和2年度から減少しています。また「財政力指数」は平成30年度からおおよそ横ばいとなっています。



(※) 財政力指数…自治体の財政力を判断する一般的な指標で、普通交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度以前3か年度分の平均値により算出します。この指標は、必要な財政需要に対し、税等の経常的な一般財源がどれだけあるかを示す指標であり、この指数が「1」に近いほど財源に余裕があるとされ、「1」以上の自治体には普通交付税は交付されません。

(※) 経常収支比率…財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳入の経常一般財源が歳出の経常経費（行政活動に必要な継続的・固定的経費）に必要な一般財源にどの程度充てられているかを示す指標です。

この比率は、経常経費充当一般財源（歳出に必要な一般財源）を経常一般財源等（歳入）で除した比率を用います。市町村で70%程度が妥当とされ、75%を超える場合に、財政の弾力性を失いつつあるとされてきましたが、全国的な財政需要の高まりからこれを見直そうという動きも出てきています。

(5) 連結実質赤字比率

平成19年度に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、連結実質赤字比率の算定が義務付けられました。これは、一般会計及び特別会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計に対する標準財政規模の割合により算出するもので、20%以上で早期健全化団体、30%以上で財政再生団体となります。

令和3年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質収支額が黒字となっておりますので資金不足はありません。

(単位：千円)

区分	歳入又は流動資産	歳出又は流動負債	差引額	翌年度に繰り越すべき財源	解消可能資金不足額	実質収支額又は資金不足・剰余額
一般	8,919,970	8,627,119	292,851	13,473	-	279,378
国保	2,177,026	2,142,906	34,120	0	-	34,120
介護	1,770,392	1,688,839	81,553	0	-	81,553
後期	226,132	225,410	722	0	-	722
水道	453,775	8,587	445,188	0	-	445,188
下水道	169,041	22,147	146,894	0	-	146,894
小計(a)						987,855
標準財政規模(b)	4,369,708		連結実質赤字比率 (a)/(b)×100		-	

※解消可能資金不足額…公営企業の資金不足額を算定する際に、実際に生じている資金不足額のうち長期の経営により解消可能と認められる額を算定し控除する（公営企業の資金不足額に算入しない）。